

暮らし

森林公園（福岡町）内の
レクリエーション施設
などの利用を休止します

4月から、森林公園の再整備を行うため、再整備期間中、森林公園内にある「少年自然の家」「自然休養村管理センター」「サイクリングターミナル」を利用できません。

市民・施設利用者の皆さんにはご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

なお、ハイキングなどでの園内への来訪は引き続き可能です。工事用車両などの往来がありますので、園内での指示に従い、安全にご利用ください。

問 観光MICE推進課 ☎(632) 2456

ID 1006191
市民活動助成金
交付団体の事業報告会

▼日時 4月20日（土）午前9時～正午。

▼会場 市役所16階A・B会議室。
▼内容 令和5年度市民活動助成金交付団体による事業報告会。

問 みんなでまちづくり課 ☎(632) 2886



ID 1007528

4月1日から
市の組織機構の一部が
変わります

問 人事課 ☎(632) 2087

本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現の加速化に向け、さまざまな行政課題に速やかに対応できるよう、4月1日から市の組織機構を改めます。

■総合政策部
▼政策審議室 共創のまちづくりを推進するため「地域振興・共創推進室」を設置し、市民・事業者・団体・行政などが一体となり、さらなる市民サービスの向上や新しい価値の創造に向けた取り組みを効果的に推進します。

■子ども部
▼子ども政策課 児童相談所の設置に向け「児童相談所設置準備室」を設置し、児童相談所に必要な計画の策定や関係機関との連携・調整などの準備業務を着実に実施します。

■魅力創造部（新設）
人の活力と都市の魅力の向上に向け「魅力創造部」を新設し、本市のブランド戦略の下、スポーツや文化、観光などの資源を結集し、市民の皆さんのウェルビーイング^(※)や都市の魅力の向上のための取り組みを推進します。

魅力創造部には「都市ブランド戦略課」「スポーツ都市推進課」「文化都市推進課」「観光MICE推進課」の他、スポーツ都市推進課内に「スポーツ戦略室」、観光MICE推進課内に「大谷振興室」を設置します。

■建設部
▼事業用地課（新設） 理財部用地課および建設部建設用地室が所管する用地取得業務を集約して「事業用地課」を設置し、庁内の用地取得業務を効果的に推進します。

■上下水道局
▼下水道施設管理センター（新設） 下水道管理課が所管する下水道関連施設の維持管理業務を集約して「下水道施設管理センター」を設置し、より一層の危機対応力の向上やマネジメント業務の強化を図りながら、効果的に業務を実施します。

※ 心身ともに健康で社会的にも豊かで満足した生活を送ることが出来る状態のこと。

4月から道路などの
占用料金が変わります

▼区分 ①認定市道②法定外道路・水路③準用河川④下水道。

▼改正後の主な占用料金（1年当たり）
看板 11m当たり1800円。電柱 11本当たり570円。電話柱 11本当たり510円。管路 11m当たり21円。

▼その他 令和5年度から継続して占用する場合も、4月1日以降は新料金へ変更となります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

城址公園内ガイダンス施設
の開館時間が変わります

4月から、宇都宮城址公園内の「清明館歴史展示室」「宇都宮城ものしり館」「まちあるき情報館」の開館時間を変更します。なお、休館日は従来通り、12月29日～翌年1月3日です。

▼変更前 午前9時～午後7時。
▼変更後 午前9時～午後5時。

問 文化都市推進課 ☎(632) 2768

ID 1033892
7月から
景観事前協議制度が
始まりです

市景観条例に基づき、より景観に配慮した建物などになるよう、7月から、建物などを計画する早期の段階から積極的に協議・調整を行う「景観事前協議制度」を開始します。

▼対象区域 景観形成重点地区（宇都宮駅東口、大通り、白沢、雀宮駅周辺、岡本駅周辺、大谷）、景観形成推進地区（中里原）、都心景観ゾーン（景観計画区域区分）。

問 景観みどり課 ☎(632) 2568

4月はAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間です

モデル・アイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、その後聞いていない、同意していないのにアダルトビデオの撮影や性的サービスの要求をされるなど、若い女性が性的な被害を受けるトラブルが発生しています。性的被害やトラブルに遭ってしまったことはあなたの責任ではありません。相談できる窓口があります。一人で抱え込まず相談してください。

相談専用電話番号

▼女性の人権ホットライン ☎0570(070)810

▼女性相談所 ☎(636)5731

▼警察相談専用電話 ☎(627)9110 (#9110)

▼とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」 ☎(678)8200 (#8891)

問 男女共同参画課 ☎(632)2346

まちづくり活動応援事業ポイント交換申請受け付けを開始します

▼対象 令和5年度の活動で貯めたポイント(最大5000ポイント)。

▼申込期限 9月30日。

▼申込方法 「まちづくり活動応援事業アプリ」またはまちづくり活動応援事業URLの「会員ページ」にある「ポイント交換」から申請。

紙の申請書で登録している人は、5月上旬に送付する「ポイント付与通知書兼交換申請書」に必要事項を書き、次のいずれかの方法で申し込み。①直接または送付で、〒320-8540市役所みなでまちづくり課(市役所10階)へ②直接、各區へ。

▼その他 令和5年度に300ポイント以上貯めた人は、協賛企業提供物品が当たる抽選に参加できます。

市民ボランティア活動中の事故を補償します

問 みんなでまちづくり課 ☎(632)2900

本市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行えるよう、ボランティアなど、市民活動中の事故だけがをした場合などに補償する制度を設けています。

▼対象 市内在住か市内で市民活動を行っている人。

▼対象活動 継続・計画的で営利を目的としない無償の社会貢献活動。

▼補償額 左の表の通り。

傷害事故	
死亡補償金	500万円
後遺障害補償金	15～500万円
入院補償金	日額 3,000円
通院補償金	日額 2,000円
賠償責任事故	
身体賠償	1人1億円以内 1事故2億円以内
財物賠償	1事故 500万円以内
保管物賠償	1事故 300万円以内

ライン市公式LINE「教えてミヤリー」がリニューアルしました



問 広報広聴課 ☎(632)2028

市民の皆さんにとって、より分かりやすく・より使いやすくなるよう、市公式LINE「教えてミヤリー」をリニューアルしました。

ぜひこの機会に友だち登録をしていただき、ご活用ください。

▼すべての人が使いやすい

▼分かりやすい・使いやすい・多機能に 誰でも、簡単に、欲しい情報にアクセスすることができるよう、機能やデザインを改めました。

▼すべての世代を対象としたサービスへ拡充 情報配信する行政情報の分野がこれまでの「子育て」「ごみ」「暮らし」など5分野から「教育」「健康」「文化」「若者・学生向け情報」などを加えた17分野に拡充しました。

▼災害に強く

▼「防災・災害」専用メニューを追加 非常時においても迅速に情報収集ができるよう、スマートフォンの位置情報を利用して最寄りの避難所の検索や経路案内が可能になった他、デジタルハザードマップを確認できるようになりました。また、従来の防災メールもLINEで受け取ることができるようになりました。

▼友だち登録の方法

▼QRコードを読み取って友だち登録 右のQRコードをスマートフォンのカメラで読み込んでください。



▲市公式LINE

▼ID検索で友だち登録 ID検索画面で、「@utsunomiyacity」と入力し、検索してください。

▼その他

詳しくは、51ページをご覧ください。

▼申請方法 事前の加入申し込みは不要です。事故日から30日以内に、電話で、みんなでまちづくり課 ☎(632)2886へ。

あなたの意見を市政に 廃棄物減量等 推進審議会委員を募集

ID 1015986

▼任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日。

▼内容 廃棄物の減量などを審議する、年2回程度の審議会に出席し、意見を述べる。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

ただし、市その他の附属機関などの委員や公務員は対象外。

▼定員 2人。

▼選考 書類審査と面接。

▼申込期限 4月30日。

▼その他 申込方法など、詳しくは、市☎をご覧になるか、廃棄物政策課☎(632)2416へ。

都市計画の案を 自由に見ることが出来ます

ID 1034078

■都市計画の案 地区計画の決定(道場宿ニュータウン地区計画)。

■縦覧

▼期間 4月8～22日(土・日曜日を除く)。

▼場所 都市計画課(市役所11階)。

■その他 この案に意見がある人は、縦覧期間中、直接または郵送

宇都宮市低所得世帯に対する 重点支援給付金(住民税均等割のみ 課税世帯分)を支給します

ID 1035533

☎市重点支援給付金コールセンター
☎0120(375)787

▼対象 基準日(令和5年12月1日)現在、本市の住民基本台帳に登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯。

ただし、令和5年度の住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く。

▼支給額 1世帯当たり10万円。

▼手続き方法 支給対象となる可能性がある世帯には、3月29日から順次、確認書を発送しています。必要事項を書き、必要書類を添えて、同封された返信用封筒で返送してください。

▼手続き期限 6月28日。

▼特別な事情のある世帯 修正申告などにより対象要件を満たすことになった世帯、DVなどの事情により本市で生活している世帯などは、受給できる場合がありますので、市重点支援給付金コールセンターへお問い合わせください。

▼その他 支給時期など、詳しくは、市☎をご覧になるか、市重点支援給付金コールセンターへ。なお、住民税均等割が非課税である世帯を対象とした重点支援給付金の手続き期限は4月30日です。お早めにお手続きください。

で、〒320-8540市役所都市計画課へ、市長宛てに意見書を提出することができます。

☎都市計画課☎(632)2565

アスベスト除去・ ブロック塀撤去などの 費用を補助します

ID 1005888

1 飛散の恐れのある吹き付けアスベストの除去などの費用を補助

■補助額

▼除去などの工事 費用の3分の2(最大1棟200万円)。

■対象工事 含有調査で石綿含有量が0.1%を超えている場合で、飛

散の恐れのある吹き付けアスベスト・ロックウールの除去・封じ込め・囲い込み工事。

2 ブロック塀などの安全対策費用を補助

■補助額

▼一般 撤去費用の2分の1(最大10万円)。

▼スクリーンゾーン内 撤去費用の4分の3(最大15万円)。

▼撤去後の軽量なフェンスなどの再築費(撤去と同時に行うものに限る) 費用の3分の1(最大6万6000円)。

■対象

▼立地 道路・公園・公共施設の敷地などに面するもの。

▼高さ 次のいずれかに当てはまるもの。①道路面から80cmを超える②擁壁などの合計が80cmを超え、ブロック塀が60cmを超える③石塀の場合は、高さを道路面から80cm以下に改修する工事。

■その他 各種補助制度の受け付けは、先着順で、予算の範囲内で実施します。なお、申請者は、市税・県税・国税に滞納がないなどの条件があります。詳しくは、市☎をご覧になるか、建築指導課☎

(632)2573へ。

ID 1006779

大谷石を住宅や店舗に 利用した費用を補助します

▼対象 4月1日以降に、大谷石を内外装材として、5㎡以上利用する住宅または10㎡以上利用する事務所・店舗など。塀や蔵は不可。賃借物件の場合は、貸主から許可を得ていれば可。

▼補助額 材料費・工事費の30%（住宅⇨最大10万円。ただし、外壁の材料として5㎡以上使用する場合は最大15万円。事務所・店舗⇨30万円）。1㎡当たり工事単価3万8000円（仕上げ加工石使用部分は5万円）まで。

▼その他 工事中に申請が必要です。また、施工後の写真を大谷石のPRに使用させていただく場合があります。申請方法など、詳しくは、市庁を閲覧になるか、大谷振興室 ☎(632) 2455へ。

ID 1006921

ラジコンヘリコプターで 麦への薬剤散布を実施

品質の良い麦を生産するため、無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

▼期間 4月中旬～5月中旬。

▼時間 午前5時～正午。幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布。

▼対象地区 平石・豊郷・清原・城山・姿川・国本・富屋・篠井・上河内・河内地区。

▼注意事項 散布の際は薬剤の飛散防止など、安全の確保に十分配慮しますが、散布中は散布区域に立ち入らないでください。

▼その他 日程は、決定次第、該当地区の各区に掲示する他、市HP・JAうつのみやHP URL1に掲載します。雨天・強風などで実施できない場合は、翌日に順延します。

問 JAうつのみや米麦課 ☎(625) 3388、農林生産流通課 ☎(632) 2466

ID 1009651 行政情報を掲載した 暮らしの便利帳を 官民協働で発行します

本市の行政サービスなどを掲載した「暮らしの便利帳」の発行を、9月に予定しています。

今後、発行事業者サイネックスが広告主の募集を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

▼内容 約26万部発行。規格はA4版約180ページ。

▼その他 暮らしの便利帳について、詳しくは、市HPまたは1ペー

ジをご覧ください。
問 広報広聴課 ☎(632) 2028

ID 1004932

問 多文化共生推進課 ☎028(616) 1567

(馬場通り4丁目1-1、うつのみや表参道スクエア5階)

あなたの周りの
外国人市民に
伝えてください

外国人向けの情報

■「UTSUNOMIYA CITY Global Site」を使おう！

宇都宮市での生活に役立つ情報はすべてここから！7言語で見ることができます。



UTSUNOMIYA
CITY Global
Site URL2

■外国人市民に便利なSNSを紹介！

外国人市民向けにタイムリーな情報をやさしい日本語と英語で発信しています。



Living
Information in
Utsunomiya URL3



市国際交流協会
(UCIA) URL4

■窓口が多言語翻訳タブレットがあります(31言語)

職員に「使いたい」と言ってください。各窓口にあります。

問 デジタル政策課 ☎028(632) 2094



総合案内・市民課・生活福祉課(市役所1階)、
税制課・子ども支援課(市役所2階)、国際交
流プラザ、駅東出張所、バンパ出張所、雀宮
地区市民センターなど。

窓口にきてください

ID 1024787



市HP「多言語翻訳タ
ブレット配置場所」

■日本語を学んでみませんか？

▼費用 1ヵ月1,000円。

▼申込 電話またはEメールで、市国際交流協会 ☎028(616)1870、✉ucia@ucia.or.jpへ。



日本語教室
URL5

日本語教室

場 所	曜日	時 間	休 日
国際交流プラザ	月	13:30~15:30	4/29
	火	13:30~15:30	4/30
	水	①10:00~12:00②13:30~15:30	-
	木	13:30~15:30	-
	日	10:00~12:00 (小学校高学年・中高生対象)	-
市総合福祉センター(中央1丁目)	木	18:00~20:00	-
北生涯学習センター(若草3丁目)	土	18:30~20:30	-

■困ったことがあれば相談してください

外国人市民のための総合相談 総合相談 URL6

場 所	国際交流プラザ ☎028(616) 1564	外国人市民相談コーナー (市役所2階)※ ☎028(632) 2834
時 間	15:00~18:00	9:00~12:00 14:00~17:00
ポルトガル語	月曜日	木曜日
スペイン語	月曜日	木曜日
ベトナム語	第1・3月曜日	第2木曜日
中国語	火曜日	第2木曜日
タイ語	水曜日	第1木曜日
英語	金曜日	第1木曜日 第3木曜日

※木曜日が祝休日のときは、次の週の木曜日

暮らし

ごみをなくして
まちをきれいにしよう

「きれいなまち宇都宮」をつくるため、道路や公園などへのごみのポイ捨てやペットのふんの放置はやめましょう。

また、樹木や雑草が生い茂り、敷地の外まではみ出さないよう土地を適正に管理しましょう。

問 廃棄物政策課 ☎(632) 2928

住まい

空き家活用に関する
補助申請を
受け付けています

地域活性化に役立つように空き家を活用するための改修工事費用の助成を行っています。

▼補助対象物件 市内の空き家。

▼補助対象者 空き家の所有者と賃貸借契約などを締結し、改修した空き家を10年以上管理・運営できる法人や個人など。

▼補助額 改修工事に要した額の3分の2（最大300万円）。

▼申請期限 6月28日。

▼その他 申請方法など、詳しく

は、市☎をご覧になるか、生活安心課☎(632) 2266へ。

危険な空き家の
解体補助申請を
受け付けています

周辺住民の良好な生活環境の保全を図るため、危険な状態にある空き家の解体費用の助成を行っています。

▼補助対象物件 昭和56年5月以前に建てられたもので、市が危険な状態にあると判定したものなど。

▼補助対象者 空き家の所有者で世帯の合計所得金額が81万円以下の個人など。

▼補助額 解体に要した額の3分の2（最大70万円）。

▼申請期限 5月31日。

▼その他 申請方法など、詳しくは、市☎をご覧になるか、生活安心課☎(632) 2266へ。

市営住宅の入居者
4月の募集

▼受付日時 4月5日まで、午前

8時30分～午後6時。

▼受付会場 宇都宮市営住宅管理センター（中央1丁目・東急コミュニケーション）。

▼抽選会 4月9日（火）。

木造住宅の耐震化
支援制度のご案内

☎1005909

問 建築指導課 ☎(632) 2573

■対象 昭和56年5月31日以前に在来軸組工法・枠組壁工法・伝統的構法で建築されているなど。ただし、空き家を除く。

■補助金額

▼耐震診断 無料（診断後、耐震化に至るまで進捗報告が必要）。

▼耐震改修 費用の5分の4（最大100万円）。

▼耐震建て替え 費用の5分の4（最大100万円）。県産出材を10㎡以上使用して新築する場合は、10万円を加算。

▼部分耐震改修 費用の5分の4（最大50万円）。

▼耐震シェルター、防災ベッド設置 費用の5分の4（最大25万円）。

■その他 個人が一定の耐震改修を行った場合、所得税・固定資産税の軽減を受けられる場合があります。また、各補助制度の受け付けは、先着順で予算の範囲内での実施となります。なお、申請者は、市税・県税・国税に滞納がないなどの条件があります。

▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課（市役所9階）、各☎・☎などに置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。

問 宇都宮市営住宅管理センター ☎(678) 8861、住宅政策課 ☎(632) 2553

きれいな水へ再生する
合併処理浄化槽

▼浄化槽をお使いの人へ 浄化槽

は下水道と同じように、微生物の働きで生活排水を浄化します。浄化機能を保つために、保守点検・清掃と法に基づく水質検査を必ず

実施してください。

▼合併処理浄化槽の設置に補助制度の活用を 「単独処理浄化槽（トイレのみ処理）」や「くみ取り式トイレ」を使用している場合は、生活環境を保全するため、風呂や台所などの生活排水を処理する必要があります。補助制度を利用して、合併処理浄化槽に設置替えしましょう。

▼その他 工事着工前に補助の申し込みをしてください。受け付けは先着順です。申込方法や対象区域、補助の条件など、詳しくは、市☎を覧になるか、水質管理課 ☎(633) 2001へお問い合わせください。

狭い道路を広げて もっと快適な毎日を

ID 1005902

ご協力ください 狭あい道路整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。
本市では、市民の皆さんが住宅新築などの際に、道路を整備して安心して暮らせるまちづくりを進めています。

☎建築指導課 ☎(632)2557



「狭い道路」のココが問題

- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど、生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通が不便

＼そこで本市では／

住宅などを建築する際に狭い道路を広げ安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭あい道路整備

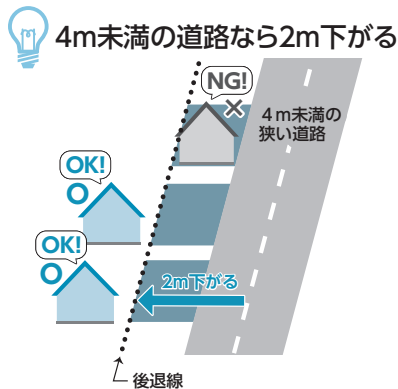
建築主や土地所有者から、後退した部分（後退用地）を寄付または貸借していただき、本市が整備して道路を広げています。

こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狭い道路の前には家を建てられないの？

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます※1・2。



Q 川沿いや崖地の土地ではどうなるの？

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります※1・2。
4m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へご相談ください。



- ※1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合。
- ※2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただきます。

Q 狭い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

報奨金などの特典があります

- 後退用地を寄付していただいた場合
 - ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
 - ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します（1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円）。ただし、寄付要件がありますので、ご相談ください。
 - ▼助成金や報奨金など、詳しくは、建築指導課 ☎(632)2557へお問い合わせください。
- 後退用地の使用に同意していただいた場合
 - ▼後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

💡すみ切り用地寄付により通行が快適に

